

徳島県告示第六百十号

昭和三十一年徳島県告示第六百六十九号（徳島県畜産関係使用料手数料条例第二条の規定による使用料および手数料の額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年一月一日から施行する。

なお、農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十条の規定の適用を受ける場合における初診料の徴収については、なお従前の例による。

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三を削り、四を三とし、五から十四までを一ずつ繰り上げる。